

(仮称)

輪島市子ども・子育て 支援事業計画骨子（案）

(子ども・子育て支援法第61条に基づく
子ども・子育て支援事業計画)

平成26年3月
輪島市

目 次

第1部 総論

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の経緯

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本的な理念
- 2 基本目標

第3回 審議事項

第2部 骨子案

第1章 教育・保育提供区域の設定

- 1 区域設定の考え方
- 2 区域設定

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

- 1 幼児期の教育・保育の量の見込み
- 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- 1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
- 2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

第4回以降 審議事項

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国は急速な少子高齢社会へ突入し、出生率についてはこれまで低下傾向が続き、平成17年の合計特殊出生率(女性が一生の間に生むと推定される子どもの数)は「1.26」と過去最低の水準を記録しました。その後平成23年には「1.39」と微増に転じてはいるものの依然として少子化が進行している現状です。

こうした状況は、子どもの健全な成長に対してだけでなく、人口構造にアンバランスを生じさせ、日本の社会や経済に様々な影響を与えると懸念されています。

国においては、平成15年に次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる社会の形成や少子化や核家族化の社会状況に対応するため「次世代育成支援対策支援法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに平成24年8月には保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために「子ども・子育て関連3法」が制定され、行動計画の策定が市町村に義務付けられました。

本市においては、平成17年度から平成26年度までの10カ年を計画期間として、平成17年3月に「輪島市次世代育成支援行動計画」の前期計画を、平成22年3月には後期計画をそれぞれ策定し、次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。しかしながら、社会情勢や子どもと家庭を取り巻く環境がさまざまな変化をしている中、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を整えることが、社会全体で取り組むべき緊急の課題となっており、迅速な対応が求められています。

こうしたことから、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を持ちながら、地域・社会全体で子ども・子育てを支援する新しい仕組みを構築する必要があり、本市としては、「輪島市次世代育成支援行動計画」の後継の計画として、「子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づくものであり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、「質の高い学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

3 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間。

4 計画策定の経緯

輪島市子ども・子育て会議

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、「輪島市子ども・子育て会議」を設置し、審議。

本会議の委員は15名で、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、幼稚園・保育所の事業主、各種団体からの推薦者、公募委員により構成。

子ども・子育て支援行動計画策定のためのニーズ調査

本計画策定の基礎データとして市内在住の未就学児を有する保護者を対象としたニーズ調査を実施。

＜ニーズ調査結果の概要＞

①就学前児童を有する世帯数 (ニーズ調査の対象世帯数)	684世帯
②調査回答世帯数	420世帯
③調査回答回収率	61.4%

住民からの意見募集のため、パブリックコメントを実施

＊＊＊今後の実施内容、結果を踏まえ記入＊＊＊

第2章 計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援法では、地方自治体による事業計画の策定を義務付けると共に、自治体が計画を策定する際の指針を示しています。本市計画においても、当該策定指針と輪島市次世代育成支援行動計画の後継の計画であることを視点に計画を策定します。

1 基本的な理念

【輪島市次世代育成支援行動計画における基本的な理念】

- 子どもが安全・安心な環境のもと、心身ともに健やかに成長していくまち
- 保護者が地域や社会の支援を受けながら、喜びと責任を持って子育てできるまち
- 地域や社会全体で子育てを支え、伝統や文化を受け継いでいくまち



【子ども・子育て支援法に基づく基本指針】

『子どもの育ちに関する理念』

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち（発達）を保障すること。
- 自己肯定感をもって育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性
『子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義』
- 乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
- 家庭の意義及び役割
- 子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
- 施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
- 家庭・地域・施設等の連携の重要性等
『社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割』
- 社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること。



【輪島市の子ども・子育ての基本的な理念】

第3回 審議事項

- 子どもが安全・安心な環境のもと心身ともに健やかに成長していくまち
- 保護者が地域や社会の支援を受けながら、喜びと責任をもって子育てできるまち
- 地域や社会全体で子育てを支え、伝統や文化を受け継いでいくまち

※子どもが安全・安心な環境のもと健やかに成長していくことを第一として、子育てには親と家庭が責任を有するという考えを基本としながら、まち全体が子どもの成長を見守り、安心して子どもを産み育てられ、子どもがしっかりと成長できるような、子育てが楽しいまちを目指します。

2 基本目標

輪島市子ども・子育て支援行動計画の基本理念の実現に向けて、具体的な目標を立て、目標達成に向けた事業を推進します。

子ども子育て支援法第61条に基づく計画に関連する部

【輪島市次世代育成行動計画における基本目標及び施策の方向】

1. 地域における子育ての支援

- ★子育て支援サービスの充実 ★保育サービスの充実 ★子育て支援のネットワークづくり
★子どもの健全育成・その他の子育て支援または健全育

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- ★子どもや母親の健康の確保 ★「食育」の推進 ★思春期保健対策の充実
★小児医療の充実

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ★次代の親の育成 ★子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
★健やかな体の育成 ★信頼される学校づくり ★就学に関する経済的支援
★家庭での教育力の向上、家庭教育への支援の充実 ★地域の教育力の向上
★有害環境対策の推進

4. 子育てを支援する生活環境の整備

- ★良質な住宅の確保 ★安全して外出できる環境の整備 ★安心・安全なまちづくりの推進

5. 子ども等の安全の確保

- ★子どもの交通安全を確保するための活動の推進
★子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

6. 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ★子育てが可能な多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

7. 要保護児童への対応などきめ細やか取り組みの推進

- ★児童虐待防止対策の充実 ★ひとり親家庭等の自立支援の推進 ★障害児施策の充実



【輪島市の子ども・子育ての基本的な目標】

第3回 審議事項

①地域における子育ての支援

保育所、幼稚園、小学校、地域及び市民等と協力・連携し、地域資源も活用しながら子育て支援の充実に取り組む。

②母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

成長段階に対応した心身の健康維持・増進に向けて、保健・医療が連携した一人ひとりに応じたきめ細かい支援とともに、正しい生活習慣や健康知識を身につける学習を推進する。

③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

核家族化の進展と児童数の減少に対応した学校・家庭・地域の教育力に向けて、子どもを産み育てることの意義に関する教育・啓発など、次代を担う子どもたちの成長を促す学習環境づくりを推進する。

④子育てを支援する生活環境の整備

安心して子どもを産み育てる環境づくりに向けて、良好な居住環境の確保や安全・安心な道路交通環境の整備、公共施設のバリアフリー化など、子育てに配慮した環境づくりを進める。

⑤子どもの安全の確保

子どもを事故や犯罪、いじめなどから守る地域づくりに向けて、家庭での意識向上とともに地域や関係機関と連携した地域安全対策を推進します。

⑥職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の両立支援のための基盤整備、多様な働き方に対応した子育て支援の展開など、働く女性が子どもを産み育てやすい社会の形成に取り組む。

⑦要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの増進

子どもの幸せを最優先に、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進する。

*** 計画の基本的理念、目標及び施策の方向について（福祉課） ***

「輪島市次世代育成支援行動計画」において、別紙のとおり「基本理念」や「基本的な目標」及び「施策の方向」を掲げ、計画を推進してきました。

この「基本理念」は、いずれも子どもたちが豊かな環境と地域に見守られて健やかに成長していくことを願いとした理念であり、本市における子どもの育ちや子育てを支援・応援するうえにおいては普遍的なものであるため、今回策定する「子ども・子育て支援事業計画」においても前計画の考え方を踏襲すべきであると考えます。

また、「基本目標」や「施策の方向」については、「輪島市次世代育成支援行動計画」は総合的な少子化対策のために立てられた計画であり、子どもにかかわる様々な施策分野を対象としています。

一方、「子ども・子育て支援事業計画」は「子ども・子育て支援法」及び基本指針が定めるところでは、主に就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とし、任意事項として、仕事と子育ての両立支援（ワークライフバランス）と要保護児童対策が挙げられています。

しかしながら、本市においては、「輪島市次世代育成支援行動計画」との連続性や後継の計画であることをかんがみ、この「子ども・子育て支援事業計画」でも引き続き「基本目標」、「施策の方向」として取り上げたいと考えます。

第2部 骨子案

(法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画)

必須記載事項

第1章 教育・保育提供区域の設定

1 区域設定の考え方

第4回以降 審議事項

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

2 区域設定

第4回以降 審議事項

上記の考え方をふまえ、3 地域単位等、現状やニーズ調査結果等を分析し検討する。

第4回以降 審議事項

区域設定を図示
(輪島市の地図等)

必須記載事項

第2章 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

1 幼児期の教育・保育の量の見込み

第4回以降 審議事項

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

第4回以降 審議事項

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

設定のイメージ

①量の見込みについては、会議当日説明。

		1年目			2年目			3年目			4年目			5年目		
		1号	2号	3号												
①量の見込み（必須利用定員総数）																
②確保の内容	教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)															
	地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)															

【確保の方策】

認定こども園の推進について説明。

地域型保育の導入について説明。

その他、確保方策の概要を記載。

地域型保育事業

家庭的保育事業（少数人）

家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施

小規模保育事業（6から19人まで）

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施

事業所内保育事業（数人から数十人程度）

企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施

居宅訪問型保育事業（1対1が基本）

住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施

必須記載事項

第3章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

第4回以降 審議事項

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から、認定の区分ごとに必要な量の見込みを算出、設定。

2 提供体制の確保の内容及びその実施時期

第4回以降 審議事項

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

【確保の方策】

地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠期からの切れ目のない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要。

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

設定のイメージ

①量の見込みについては、会議当日説明。

事業名	内容	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
時間外保育事業	①量の見込み ②確保の内容 ②-①	現行制度でいう「延長保育事業」である。				
子育て短期支援事業	①量の見込み ②確保の内容 ②-①	子育て短期支援事業（ショートステイ） 保護者の「仕事、出産、病気」等の理由により一時的に児童を「児童養護施設」にて預かる事業 ★児童養護施設 石川県 8施設 穴水町 あすなろ園				
地域子ども・子育て支援拠点事業	①量の見込み ②確保の内容 ②-①					
一時預かり	①量の見込み ②確保の内容 ②-①					
病児・病後児保育ファミリー・サポート・センター)	①量の見込み ②確保の内容 ②-①					

必須記載事項

第4章 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

以下の事項について記載

第4回以降 審議事項

認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方。
質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策。
(幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること)
(人材の確保の方策検討)
幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）の取組の推進
幼保小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

任意記載事項

第5章 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

第6章 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

第7章 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

教育・保育提供区域の設定について

1 教育・保育提供区域とは

【子ども・子育て支援法第61条第2項第1号（抜粋）】

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

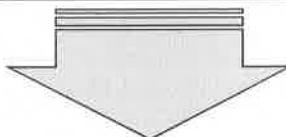
【子ども・子育て支援法に基づく基本指針より】

- ①小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する。
- ③教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本。
- ④一方、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援の事業ごとに設定することができる。

子ども・子育て支援事業計画では、「市町村が定める区域」ごとに、「教育・保育」、「地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の

「量の見込み」、「確保の内容」及び「実施時期」

を記載することとされている。



「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域（以下、「区域」）」を設定することが必要

○教育・保育や地域の子育て支援について、設定した区域ごとに、

需要の指標となる量の見込みと供給の指標となる確保方策

のバランスを見ていく。

○区域=事業実施単位ではない。

仮に中学校区を区域とした場合でも、小学校区ごとに事業を実施することができる。

2 区域設定の留意点

① 事業量の調整単位として適切かどうか

- ア 設定する区域内の児童数や施設数等は適切な規模かどうか。
- イ 設定する区域ごとに事業量の見込みが算出可能かどうか。
- ウ 区域ごとに不足分の確保策を打ち出せるかどうか。

② 事業の利用実態を反映しているかどうか

- ア 保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能かどうか。
- イ 設定した区域内で事業の確保が可能かどうか。
- ウ 現在の事業の市の考え方とマッチしているかどうか。

3 輪島市で想定される区域設定の種類

種類	区域数	メリット	デメリット
小学校区	10	・子育て世代に馴染みやすく、きめ細かい需要が見える。	・供給体制の調整が困難である。 ・実際の利用範囲とのミスマッチ。 (勤務地等の関係で、居住区域以外の施設・事業を利用したいというニーズを吸収できない。) ・必要以上に施設・事業を整備することとなる恐れがあり非効率である。
中学校区	3	・一時的な需要の増減に対して、広域での調整が容易である。	・利用者の利用可能範囲に施設・事業がない場合が多くなる。(調整・斡旋が困難である。)
全 市	1	・需給調整の柔軟性が高く、利用調整が容易である。	・大まかでしか受給の検証ができず、地域性が考慮できない。 ・利用者の利用可能範囲に施設・事業がない場合が多くなる。(調整・斡旋が困難である。)